

|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 清末・民国期、珠江デルタ順徳県の集落と「村」の領域 : 旧中国村落の再検討へ向けて   |
| Author(s)    | 片山, 剛   |
| Citation     | 東洋文化. 1996, 76, p. 163-199  |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/27487">https://hdl.handle.net/11094/27487</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 清末・民国期、珠江デルタ順徳県の集落と「村」の領域

——旧中国村落の再検討へ向けて——

片山 剛

はじめに

日本における旧中国農村社会の性格をめぐる議論のうち、大きな論争となったものに「村落共同体」の存否をめぐる問題がある。日中戦争下の華北・華中での実地調査による成果は、この論争に多くの材料を提供し、以後、論争は主として二〇世紀前半の農村を対象に行なわれた。そして、「村落共同体」の不在がほぼ通説として受け入れられて、現在に至っている。ここで、不在論の有力な論拠となったのは、「村の境界」の欠如と「村の土地」の欠如の指摘であり、この指摘は、「村落共同体」の存在の可能性を主張する学者をも含め、多くの学者によって事実として認識されているように思われる。<sup>1)</sup>

ところで、近年、香港新界を研究対象とする英語圏の学者は、長期実地調査と文書史料とを利用して、集落とその周辺農地との関係について、注目すべき見解を発表している。たとえば、Baker 79 (頁一三七) は、単一の大衆族からなる集落、あるいは集落群が、その外側の地理的空間に、境界線で画される領域 (territory) を有し、領域内の

土地を該宗族が排他的に「所有」(holdあるいはown)したいことを指摘する。また、Faure 86 (頁二)は、「定居権 (settlement rights)」なる概念の存在を指摘し、その内容を、居住している集落とその周囲の土地において、「家屋を建て、荒地を開墾し、丘陵から燃料を採集し、耕地と家屋にアクセスでき、最終的には適当な墓に埋葬される諸権利」と説明している。これは、集落がその外側の地理的空間に一定範囲の占有権を有することを示唆しよう。<sup>(3)</sup>

日本でも、小島 93 (頁二〇〜四二) が地理学の立場から、村落の空間性≡領域性を否定してきた従来の研究動向に批判を加えている。すなわち、満鉄による江南農村実態調査報告書の分析から、集居的集落の場合、集落民の経営耕地 (自作地および租佃地) は、集落を中心に耕作圏的に分布しており、農民の生活の場としての集落と農業生産の場としての耕地とを中核として構成される空間組織として、村落を理解しうること (「集落+農用地≡村落」) を実証し、<sup>(4)</sup> また、明確な村境がないことは、村落のテリトリーの欠如に直結しないことを指摘した。

ここで、集落と経営耕地との間の空間的関係の存在という指摘は、華中・華南の土地改革に関する新しい視点を提示するように思われる。小林 86 は、旧中国における「村の土地」の欠如を前提に、この特質が、土地改革および集団化における「村」の支配領域の画定とそれに伴う地域共同体的性格の強化とに対し、どのような影響を与えたかを検討し、結論として上記前提を改めて確認した。<sup>(5)</sup> しかし、その結論とは別に、提供された土地改革に関する整理によると、華北と比べた華中・華南の特徴として、第一に、土地改革法等により原耕作関係が尊重されたこと、第二に、土地改革法は、郷または郷と同等の行政村を土地の接收・分配の単位としたが、現実には、行政村を単位とすることが一般原則となったこと (自然村を単位とする事例もある)、<sup>(7)</sup> がある。これによれば、華中・華南の土地改革を、大略次のようにイメージできよう。すなわち、行政村 A (あるいは自然村 a) の村民が租佃経営していた土地は、たとえ地主≡所有者が行政村 B (自然村 b) の人であっても、行政村 A (自然村 a) が接收し、行政村 A (自然村 a) の農民 (多くは原租佃者) に分配すると。ここで、行政村 A (自然村 a) が接收・分配した土地と行政村 A (自然村 a)

の村民に保留された土地との総和を、「行政村（自然村）の土地」と見做すならば、それは行政村A（自然村a）の村民の原経営耕地の総和となる。そこで問題としたいのは、「村落」間の摩擦を避ける方針で実施されたといわれる華中・華南の土地改革において、村民の経営耕地を帰属基準とする「行政村（自然村）の土地」の考え方が採用されたのは、少なくとも華中・華南の農民にとっては、それが馴染みのものだったからではないか、という点である。

このようにみるなら、旧中国において、集落＝自然村（あるいはそれらの自生的結合体）と、その外側の土地（とくに農地）との間に如何なる関係が存したかの問題は、「村落共同体」の存否を直接の課題とするか否かに関わりなく、新中国を含む中国農村社会の特質を考えるうえで不可欠のテーマといえよう。実地調査やより基層レヴェルの資料閲覧の機会が増しつつある今日、右に紹介した国内外からの新鮮な問題提起を受けて、日本の中国史学界も上記問題を再考する必要があると思われる。ただし、たとえ史料中に境界・領域を指す語を見いだしたとしても、それが如何なる帰属基準に基づき、何を目的に設定されたものかを十分に明らかにできないならば、その意義はあまり大きくなからう。ただし華南（香港を除く）の場合は、華北・華中に比べると、研究蓄積はほとんどなく、未踏査の分野といっても過言ではない。本稿が、不十分さを覚悟で取り上げる所以である。

本稿では、清末・民国期珠江デルタの順徳県を対象に、集落（自然村）および行政体系上の末端単位であった「村」（行政村）・「郷」の境界・領域について、その有無や性格の検討を行ない、当該地域における集落やその自生的結合体とその周辺農地との間の関係の在り方を初歩的に探ることにしたい。順徳県を対象とするのは、一九八九〜九一年に実地調査が実現し、集落に関する知見を得られたこと、ならびに有用な地図資料が多いことによる。なお、集落レヴェルの問題を取り扱う前段として、まず、「村」や「郷」の問題を検討するが、それは民国前半期までの行政末端単位たる「村」は、片山94が指摘したように、複数集落の民間自生的結合体としての側面を有しており、また、民国後半期の「郷」は、この側面がかなり薄くなったものの、完全には失っていないと思われる、集落レヴェルの史料が乏



しい現況から見て無益ではないと思われるからである。

## 一 民国後半期の郷の境界と領域

ここで民国後半期と呼ぶのは、民国二三年（一九三四）頃から三八年（一九四九）までである。民国期を前半と後半に分けるのは、行政体系上の末端単位の性格の相違による。すなわち、順徳県における保甲制を目的とする統治体系として、清末の光緒末年までは、「県々都（後代は巡檢司など）々堡々村」の体系があったが、これが光緒末年に、「県々区々村」の体系に変更される。ただし、「村」の性格そのものには大きな変化はなく、「村」は単一の集落、あるいは複数集落の民間自生的な結合体であったと考えられる（以下、民国前半期までの行政末端単位たる「村」を指して、村と呼ぶことにする。片山94、参照<sup>9</sup>）。

しかし、おそくとも民国二五年には、「県々区々村」体系の末端単位は、村に代わって「郷」と呼ばれるようになり、また、一郷四〇里一〇〇〇戸というサイズ基準が設けられた。これは、村のサイズが人家数軒から人口数万人にわたっていたのとは異なり、サイズにおける画一性と、集落の組合せにおける行政人為的な側面の増加とをもたらしたとと思われる（以下、民国後半期の行政末端単位たる「郷」を指して、郷と呼ぶことにする）。その後、民国三五年（一九四六）には、一一五個の郷・鎮を合併統合して四四個にする決定がなされており、行政人為的な側面はさらに増加したと思われる<sup>10</sup>。

民国後半期の郷に関する史料は乏しく、その境界・領域の有無や性格については未詳な点が多いが、本節では、次節で村のそれを考える参考として紹介することにした。『檔案材料選編』の「三。区、郷（鎮）体制変革及一些村、坊的劃界帰属」の第七款「一些村、坊的劃界帰属」所収資料から、その第一項を紹介しよう（頁五八）。

史料1…「陳村、赤花郷劃界」（原載は『華僑日報』民国三三年（一九三四）八月一四日付）

順徳三区陳村、赤花兩郷、壤地交接、現測量土地開始、兩郷当局、特于昨日会同辺界業主、親往広隆圍踏勘。由兩郷長副商定以小河為界、如属于參差不齊者、則互相調換、使而統治、将来並堅立郷界、以杜爭端。(標点は原文のまま。傍点は引用者)

ともに第三区に属し、地続きである陳村郷と赤花郷との境界画定に関する記事である。<sup>(1)</sup> 双方の郷長・副郷長の相談によって、境界線と呼びうる小河川(名称不明であるが、広隆圍内を通っていると推測される)で、兩郷を区切るこゝとが決定された。しかし、今回の郷界画定以前においては、この小河川で兩郷の土地が整然と区切られていたのではなく、小河川を挟んで相互に土地の出入りや、飛び地があることが想定されている(「如属于參差不齊者」)。すなわち、赤花郷の土地が此岸側に多く存在する場合でも、彼岸側にも若干存在するのである(陳村は、その逆)。そこで、対岸の土地を相互に交換して、各郷に「統治」させる(行政的管轄域とする意味であろう)。ここで小河川を境界とする理由は、境界を単純明瞭な線によって固定することで、兩郷の土地が交錯している状況で生じやすい「争端」を防ぐことにある。

以上から、一九三四年以前にも、各郷に帰属する土地があり、郷が領域を有していたことは判明する。しかし、何を帰属基準としていたかは不明である。また、「統治」の語から、今回の境界画定が郷政運営と関係することは推測できるが、具体的目的(村費徴収等が考えられるが)も不明である。<sup>(2)</sup> 不明な点はあるが、郷界の画定が実施されているのは、華北(旗田73、頁一一三)と異なる点として注目できよう。

次に、第三項「批准順徳淋山郷分郷自治」から、史料2を紹介しよう(頁五九、六〇)。地図1、参照)。

史料2・民国三十七年発行の広東省政府の「關於順徳淋山郷分郷自治一案批飭知照」所引の、「順徳県淋山郷仙涌聯保首席保長朱錫盤等」の省政府宛と思われる申請の標題(この申請は審議の結果許可された)。

為仙涌等九郷合併為淋山郷後、面積過広、略域觀念過深、意見分歧、郷政無法推行、冬防時期治安堪虞、懇請俯



詳細は全く不明である。ただし、これが原村をその下部単位とする二郷への分割原因のひとつとなっていることから、この境界が、原九村の各々を単位とする境界、すなわちかつての村界を指すと推測される。そして、この推測が正しければ、これは、民国三四年の合併後においても、原九村間の境界が意識されていたことを意味しよう。第二に、光緒二〇年（一八九四）に、西淋、仙涌、荳頭の原三村は阜康囲を共同建設し、他の石洲等の原六村は聯豊囲を共同建設している（地図1、参照）。建設後、上記原三村は、阜康囲の維持に一定の共通利害をもつから、おそらく共同維持に当たることがあったと推測される。したがって、治水・水利面において、仙涌・荳頭は、西淋との間で共通利害を有すると考えられる。しかし、民国三七年の分割では、仙涌・荳頭は西淋と組んでいない。これは、仙涌・荳頭と西淋との間に、境界観念等における矛盾があることを推測させる。つまり、治水・水利面における共通利害の存在にもかかわらず、村界に関わる面では対立が起きていることを窺わせるのである。<sup>(14)</sup>

以上、郷の境界・領域については不明な点が多いが、これに先立つ清末・民国前半期の村のそれについては、史料から明らかにしうる点が多いので、次節でこれを見ていこう。

## 二 清末・民国前半期の村の境界と領域

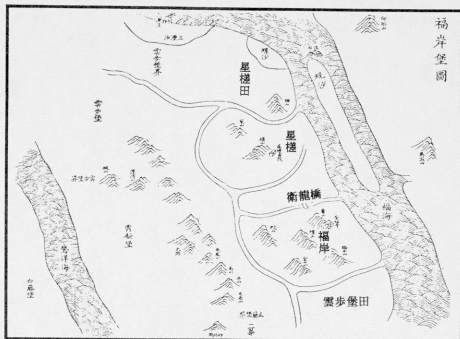
### (1) 堡・村の境界と領域

堡は村の上級単位であり、一般に複数の村からなる。ただし龍山堡は、龍山村一村のみからなり、堡Ⅱ村の下部単位として埠<sup>(15)</sup>がある。龍山堡の「域」について、次の史料を見よう。

史料3…嘉慶龍山郷志、卷一・郷域志、序（一葉表）裏

昔人に言有りて、「天下の大は、一郷の積もるなり」といふ。<sup>(16)</sup>然らば則ち国より邑に而びて郷に而ぶに、要<sup>かなら</sup>ずや域有らざるは莫し。域とは区分してこれを界限せしものなり。（中略）郷の内は埠二十有一に分かれ、而も埠は

地図2 (咸豊県志, 卷二・図経二, 「福岸堡図」)



さらに各自域を為す。(後略)

「郷」は歴代村落制度の一単位として用いられることが多いが、その指示する内容は時代・地域、さらには文脈で異なる。史料3は、卷一・郷域志の記述であり、龍山堡の領域について語ることを目的としているから、史料3の「郷」は、古典をふまえつつも、龍山堡を意識して用いられている。さて、「域」とは、地理的空間を区分けし、区分けた各々の地理的領域を境界線で画定したものであるという。そして、天下から国、国から邑(＝県)、邑から郷に至るまで、いずれのレベルにも「域」があるという。したがって、龍山郷＝龍山堡が、「堡域」と呼びうる地理的領域をもつこと、これをまず確認できよう。

次に、これに続く部分に注目しよう。すなわち、龍山堡は二一個の埠に分かれているが、各埠も「域」、つまり「埠域」と呼びうる地理的領域を有することである。この点は、龍山堡の埠が「界」＝境界をもつことから裏付けられる。民国龍山郷志、卷一・輿地畧一、疆域(5葉裏)は、たとえば鳳塘埠について、「鳳塘は、東は沙富(埠)・龍江(＝龍江堡。龍江堡も龍江村一村からなる)と界し、西は仙塘

地図3 (民国県志・付録, 第九区図の部分)



注：「新涌口」と記した箇所の東南に見える「上選」には、三華村の建設にかかる上選田がある。

〔埠〕と界し、南は北華〔埠〕と界し、北は〔南海島の〕沙頭〔堡〕〔南畔〔村〕と界す〕〔へ〕は割注を示す。以下、同じ〕と説明する。沙富、仙塘、北華はいずれも龍山堡の埠名であり、南畔は隣接する南海県沙頭堡の沙浦〔大郷〕所屬の「小村」名であるから、右の説明は、鳳塘埠の「埠域」が、堡界・埠界等の境界によって区切られていることを表わしている。<sup>(19)</sup>

龍山堡の埠については、右のごとく、埠域・埠界の存在を確認できる。また、龍山郷志の編纂者が堡と埠の領域を強く意識していることが判明する。埠は他堡における村に相当するから、これは、村が村域・村界をもつことを示唆しよう。しかし、他堡の場合、龍江堡を除くと、堡レヴェルの方志が刊行されていないため、その詳細を知ることが困難である。県レヴェルの方志たる順徳県志が村域・村界にまで言及することはほとんどないが、咸豊県志、卷二・図経二、「福岸堡図」の「説」に、「福岸堡。凡そ二村ありて、福岸と曰ひ、星槎と曰ふ。(中略)二村の中は、界するに水を以てす。〔その水に〕橋有りて衛龍と曰ひ、以て利済に資す」とある。地図2が「福岸堡図」であり、福岸村(居住空間部分)と星槎村(居住空間部分)との間に、衛龍橋が架かる小河川を確認できる(地図3も参照された)。したがって、福岸村と星槎村の二村の間が、小河川という境界線と呼びうる「村界」によって区切られていることが具体的に判明しよう。<sup>(20)</sup>

また、「福岸堡図」の「説」は、福岸堡の堡界について、「西は〔新会県の〕天河〔村〕と界し、西北は甘竹〔堡〕と界し、東南は〔雲歩堡の〕多浦(『艾歩』)〔村〕と界し、東は〔白藤堡の〕三華〔村〕と界し(地図3の注、参照)、南は〔雲歩堡の〕沙浦〔村〕・南浦〔村〕と界す」と説明する。<sup>(21)</sup>ここで、福岸堡の東南・東・南の各面の境界について、他堡の村を引き合に出すのは、前の龍山堡鳳塘埠の説明と同様に、福岸村もしくは星槎村と他堡の村との間に村界があり、これに依拠して福岸堡の堡界が定まっているからと思われる。<sup>(22)</sup>以上より、順徳県では、村レヴェルに村界が、そして村域が存在することを確認できよう。そこで、堡界・堡域や村界・村域の性格を考える第一歩として、

次の史料を検討しよう。

史料4・民国龍山郷志、卷一・輿地畧、疆域、按語（4葉裏）

⑦又た按ずらく、疆界の分は、昔人の重んずる所なり。ゆえに水（の境界）なれば溝澮有り、陸（の境界）なれば畛塗有り。封するに土埃有り、植うるに樹木有るは、占拠を防ぎて兼併を杜ぐ所以なり。

⑧龍山の地点は中に居りて、四郷は環遶せらる。それ辺隅の地の鳳塘〔埠〕の北輔圀、官田〔埠〕の沙洛寨、小陳涌〔埠〕の石塘〔坊〕のごときは、鄰村の侵食する所と爲る者多く有り。設し早に区画を爲すに非ずんば、恐れらくは經界不正となりて、争端此れによりて起り、訟事も亦た此れによりて興らん。

⑨は、古代中国において、境界を明確にし、他からの侵犯を防ぐ手段として、境界に種々の界標が設けられていたことを述べる。⑩は、龍山堡は、四面が他堡によって囲まれており、堡界付近の北輔圀や沙洛寨、石塘坊などの農地には、隣堡の村によって侵食されるものがある。そこで堡界を画定する必要があることを述べる。つまり、堡界と意識されるものは存在するが、そこには界標が存在していないのである。また、隣堡の村によって侵食を受ける可能性があることは、堡界が、その当事者間において相互に承認・確定されたものではなく、事後的占拠等によって変動しうる性格であることを推測させる。なお、ここでは龍山堡の境界が問題とされているが、龍山堡＝龍山村であり、また、侵食する主体は「鄰村」と記述されているから、侵食の問題は、一般には村界において生じ、これが堡界に影響すると考えられる。

(2) 村域と堤防建設地

珠江デルタにおいて、「圀」（あるいは「基圀」）とは、第一義的には堤防を指すが、堤防によって守られる内部の土地・家屋をも含めて指すことがある。管見では、村界・村域の性格を直接に語る史料は僅少である。しかし、



堤防の建設主体とその建設地との関係を検討して、右の課題に迫ることは可能である。咸豊県志は、順徳県の堤防を列挙する前段で、順徳県における堤防建設の特徴を語っている。

史料5・咸豊県志、卷五・建置畧二、隄築、按語（33葉表）裏<sup>(24)</sup>

⑦（前略）それ開築の法には、(a)数村の合築する者有り、各自（個別の村）の為築する者有り；(b)旧築を増してこれを高厚する者あり、他の開基に附して成す者有り；(c)専ら田隴（農地）を護る者有り、但だ村舎（集落）を衛る者あり、村舎・田隴を並びに防る者有り；(d)吉語を以て命名する者有り、即だ村を以てこれを名づくる者有り。(e)情事は一ならざるも、資を税敵より取らざる無し。

⑧（省略。陳志Ⅱ乾隆順徳県志の編纂時点では、堤防建設がまだ少ないため、該志に記載されている堤防数が少ないことを述べる）

⑨南志（道光南海県志）の江防畧の差ちて六門を為るは、固より創例に属せり。然れども桑園の諸田は、延表（堤防の連続）すること数千丈にして、彼此に銜接（連接）すれば、長図を繪為くべし。順徳の郷の自ら、田を為りて、各々の相ひ統がらざるが若きには非ず。

⑩いまは但だ属（二六属）に分かつて排載するのみ。称名有る者は、その堡・郷を著はすも、郷を以て名づけし者は但だその堡を著はすのみ。而して長広・年月と川河の来去も悉くこれを詳臚し、将来に修補を講せんとする者をして稽ふる所有らしめん。（後略）

⑦は、堤防建設に関わる種々の相違を述べる。(a)は建設主体の相違を述べたものであろう。複数の村が共同で建設する場合と、一個の村が単独で建設する場合とがある。(b)は既存の堤防を利用する場合の相違として、既存の堤防そのものを高く厚くする場合と、既存の堤防の一部を利用して、別個の堤防を建設する場合とがあることを述べる。(c)は堤防によって守られる対象の相違を述べる。(d)は堤防の命名の仕方の相違を述べる。吉語を名付ける場合と、村名

を付ける場合とがある。後者の場合、(a)での言及や、史料5の後に続いて列挙される実際の堤防名から、とくに一個の村が単独で建設した場合に、村名が付けられると考えられる。

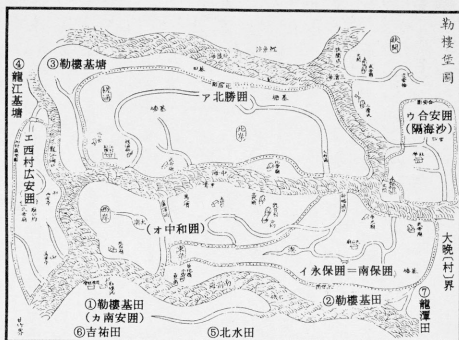
また、(a)と(d)から、順徳県では、堤防建設の主体は単一村、もしくは「数村」とあるごとく、複数でもごく少数であることが多いと推測できる。この点は、㉑において、南海県の桑園圍が総延長五千丈に及び（ゆえに多数の村が関わる）、長大な図を描く必要があるのとは対照的に、順徳県の堤防は、単一村（「郷の自ら」、あるいは複数でもごく少数が建設し、しかも他の堤防と連接しているものが少ないので、その必要がないという指摘からも窺えよう。

㉒では、堤防名は「六属」（注8、参照）の順で列挙すること、堤防名が言語等に由来する場合は堡名と村名を記すが、村名に由来する場合は、堡名のみを記すことを述べる（堤防名から、村名が自明だからであろう）。なお、㉓では堡名・村名を記す目的を明示していないが、後述のごとく、堤防の所在地を示すためであろう。

建設資金の捻出については、「資を税敵より取らざる無し」という記述から、堤防によって守られることになる農地の所有者が、面積（税糧額）に応じて負担するのが一般的であったことが判明する。ただし、史料5は、資金提供者たる土地所有者を建設の主体とするよりは、むしろ村を建設主体としてとらえ、土地所有者は村の主導下に資金を負担する、と考えているように思われる。<sup>(26)</sup>なお、この記述から窺えるように、順徳県では、堤防建設に先立ってすでに農地があり、それを守るために堤防が建設されるのが一般的である。<sup>(26)</sup>

さて、咸豊県志、巻五・建置畧二、隄築と、民国県志、巻四・建置畧三、隄築は、堤防名を示した直後に、㉗「在某々堡」（複数村による建設の場合が多い）、㉘「在某々堡某々村」（単一村による建設の場合が多い）、㉙「以村名、在某々堡」（とくに堤防名が単一村に由来する場合）と、ほぼ三種類の記述方法で説明する。ここで、㉗は、圍がどの堡域にあるかを、㉘・㉙は、圍がどの堡のどの村域にあるかを指示していると推測される。しかし、村と農地との関係を、堤防の建設主体とその建設地との関係を通じて明らかにしようとする本節の目的からすれば、上記推測を確

地図4 (咸豊県志, 卷二・図経, 勅樓堡図)



かなものにしておくべきであろう。咸豊県志、卷二・図経に所載の各堡図にある、「某々堡田」「某々(村)田」という記述を手がかりに、まず、勅樓堡について、史料6・7と、地図4・5とによって検証しよう(地図4の①⑦、アカの符号は、引用者が付けたもの)。

史料6・咸豊県志・隄築、江村(巡検司)属の条(47葉表)裏)

「在勅樓堡」の圃として、ア北勝圃、イ永保圃(道光二六年一八四六年建設)、ウ合安圃、エ広安圃の四圃をあげる。なお、イ永保圃は、後には南保圃と呼ばれる。<sup>(28)</sup>

史料7・民国県志・隄築、第六区の条(8葉裏9葉表)「在勅樓堡」の圃として、オ中和圃、カ南安圃(道光二七年一八四七年建設)をあげ、その後以下<sup>(29)</sup>の割注が続く。

〈勅樓堡は、向に合安・北勝・南保・広安の四圃を築き、後に又<sup>(30)</sup>に中和・南安の二子圃を築けば、大小圃を合計して凡そ六あり。<sup>(29)</sup>

(a) 合安圃は、旧は<sup>(31)</sup>隔海沙と名づけ、泥亀涌を以て黄連

〔堡〕と分界す。

(b) 北勝圍の圍外の近西の基塘は、龍江〔堡〕と相ひ接し、鄧公涌を以て分界す。

(c) 南保圍の圍外の近東の新基は、現上埠・中埠・下埠の三坊に分かる。其の地は大晚圍の内に在りと雖も、向より実に勒樓郷の統轄する所と為る。

(d) 広安圍は統べて西村と名づく。該圍は、向には低薄を患ひ、屢々水患を受く。後に近東の圍内の居民より籌款して加築し、並びに圍の中間の西安坊に在りて一つの横基を築きて、俗に稱して合安圍と為す。その後、近西の圍内の居民も亦た相ひ繼いで籌款して加築し、俗に稱して合勝圍と為す。これを要するに、合成・合勝は均しく勒樓堡の広安大圍の内に属すなり。該圍の〔圍外の〕近西の地は馬口涌を以て龍江郷と分界し、近東南の地は麥朗涌を以て麥朗郷と分界し、近西南の地は三郷大圍を以て龍江・龍山郷と分界す。

(e) (後略)

整理すると、第一に、史料6には、「在勒樓堡」と説明されるアㄱエの四圍がある。

第二に、地図4には、「①勒樓基田」、「②勒樓基塘」、「③勒樓基塘」と指示されている場所があり、それらはいずれも、史料6が「在勒樓堡」と説明する四圍の外側に(かつ堡界付近に)位置する農地である。そして、上記四圍の内側には、「①勒樓基田」のような指示は見られない。<sup>(31)</sup>

第三に、史料7は咸豊県志と民国県志の間に建設された、あるいは建設された情報がこの間に新たに得られた圍として、オとカをあげ、「在勒樓堡」と説明する。また、割注の冒頭部は、アㄱカの建設主体が勒樓堡であることを述べる。そして、割注(a)〜(d)は、それぞれアㄱエの四圍の外側の土地における堡界の位置を示そうとしている。<sup>(32)</sup><sup>(33)</sup>

ここで、地図4の①〜③の指示は、アㄱエの圍の外側に(かつ堡界付近に)位置する農地各々について、それが

三幅を引用者が貼付・合成したもので、



0 500 1000 2000 米

地図5 (民国県志・付録の第六・七・八区図の  
区界部分にずれが生じている)



--- 区界  
..... 堤防

「勒樓堡の農地」<sup>(34)</sup>であることを指示したものであり、また、史料7の割注(a)と(d)もアエの囲の外側に（かつ堡界付近に）位置する農地各々において、堡界がどこであるかを明示するための注釈である、という共通性を認めることができる。そして、地図4は、アエの囲の内側の農地に対しては、①③のような指示を施しておらず、史料6・7も、アエの六囲の内側の農地に対しては、「在勒樓堡」という説明を除き、それがどの堡の堡域にあるかの説明を特に加えていない、という共通性がある。

以上から、地図4と史料6・7の執筆者は、「在勒樓堡」と説明される囲の外側に位置する農地に対しては、「①勒樓基田」などの指示や堡界の明示によって、勒樓堡の堡域がどこまでかを示す必要があると判断しているが、しかし、「在勒樓堡」と説明される囲の内側に位置する農地に対しては、改めて説明を加えなくとも、それらが勒樓堡の堡域内にあることは自明であると判断していること、これを推論できよう。

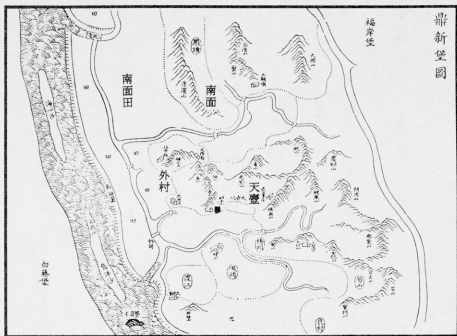
右のやや煩瑣な検討から、「在某々堡」という説明が、囲（堤防とその内側の土地）がどの堡の堡域内にあるかを示すものであることが論証されたであろう。<sup>(35)</sup>これから類推するなら、「在某々村」「以村名」という説明も、囲がどの村の村域内にあるかを示すものと思われるが、この点を、史料8と地図3・6を用いて、具体例から検証しておきたい。

史料8・民国県志、卷四・建置略三、隄築（20葉裏）

南萌圃について、「在鼎新堡南面郷」（創築は康熙三十七年＝一六九八年）とある。

まず、南萌圃の位置を確認しよう。地図3の「南面」は南面村（居住空間部分）を指し、その南側の⑥の箇所には「南塋圃」と記されている、音通で「南塋圃」であろう。また、地図6の「南面」は南面村（居住空間部分）を指すが、そこから少し離れた場所に「南面田」との指示がある。<sup>(36)</sup>ここで、「南面田」とは、前の「①勒樓基田」等の語と同じく、南面村に帰属する農地＝南面村域内の農地を指示する語と考えられる。そして、地図6の「南

地図6 (咸豊県志, 卷二・図経, 「鼎新堡図」)



「面田」の位置は、地図3の⑥(南壘圉)の位置に比定できる。つまり、南胡圉≡南壘圉が実際に南面村の村域内にあることを確認できる。したがって、「在鼎新堡南面郷」という説明は、南胡圉が鼎新堡の南面村の村域内にあることを示すものと考えてよからう。<sup>(37)</sup>

史料9・咸豊県志、卷五・建置畧二、隄築、玉帯圉(41葉表)42葉表。地図3参照)

雲歩・福岸の二堡の間(な)に在り。圉の形は帯の如く、中は横にして首尾は兩(ふた)ながら曲なるがゆるゑに名づけたり。馬寧海に濱して、北は福岸堡の西頭涌より起(た)まり、南は雲歩堡の胡家埠の界の北帝廟の右岡辺に至(いた)りて止る(と)。(中略)雲歩堡の多浦・沙浦村(今、上村を増せり)、福岸堡の福岸村の凡そ四村の地に坐落す。乾隆八年十月、多浦・沙浦・福岸(の村)の紳士胡炳(ら)官に請ふに、南韶連道の薛の飭して、府・県の示して聴(き)せば、自ら興築を行なへり。(中略)圉内の田は三十五頃三十餘畝。つねに坵段の毗連するを以て訟(わ)たし渉(わ)れり。

玉帯圉は乾隆八年(一七四三)に、多浦・沙浦・福岸の三村の紳士胡炳(ら)<sup>(38)</sup>の倡道で建設したものである。なお、多



浦村あるいは沙浦村の一坊であったと思われる上村が、その後村として独立したので、建設に参加した村は、咸豊県志段階の村では四村になる。さて、玉帯圍の位置について、「凡そ四村の地に坐落す」とある。ここから、各村の居住空間部分の外側に、「村地」と呼びうる地理的領域があり、玉帯圍の堤防とその内部の農地（三五頃三〇餘畝）が、これら四村の村域内にあることがわかる。つまり、建設主体は四村であり、建設地も四村の村域に限られているのである。<sup>(39)</sup>堤防が複数村によって共同建設される場合、その建設地は当該複数村の村域からなることが判明しよう。

以上の成果に基づき、咸豊県志と民国県志の「隄築」に列挙されている圍のうち、建設主体の村名が明白な堤防（多くは単一村の建設に係る）について、「在某々村」「以村名」によって示される建設地を検証すると、A村が建設する堤防は、ほとんどA村の村域内にあり、B村の村域内にある例は、管見では窺えない。つまり、ある農地に堤防を建設して、その土地利用を高度化していく（開発の一段階である）主体は、当該農地を村域としている村に限られるという照応関係を見いだすことができるのである。<sup>(40)</sup>

### 三 清末・民国前半期の集落の境界と領域

#### (1) 集落の境界と領域

本節では、二節での堡域・村域に関する検討を参照して、集落の境界・領域をめぐる諸問題を、社・坊<sup>(41)</sup>に関連する史料から検討していこう。管見では、社・坊の境界・領域そのものについて言及する史料は見当たらない。しかし、民国龍山郷志、卷一・輿地畧一、疆域は、龍山堡の「疆域」＝堡域について、たとえば、「西南は、排浦埠の田界社に至って、南海県九江堡の〔沙落村の〕中洲社と分界す、〔兩社は俱に大河洲に在り〕」（4葉表。西南部以外の堡界についても、同様の記述がある）と説明する。これは、龍山堡排浦埠所屬の田界社と九江堡沙落村所屬の中洲社との間に社レヴェルの境界が存在していること、そして、これに依拠して順徳県龍山堡と南海県九江堡との境界（この場合、

堡界（県界）が、定まっていることを示唆しよう。

また、社・坊が、その居住空間部分の外側に領域をもつことを示唆する史料として、龍山堡の梅山の帰属に言及した次の史料がある。

史料10・民国龍山郷志、卷一・輿地畧一、山川、梅山の条とその按語（21葉表）

⑦梅山は郷の東南に居りて、海口〔埠〕の東壁坊の外に在り。（後略）

⑧謹按すらく、梅山は海口〔埠〕に属して、官田〔埠〕に属せず。（中略）旧志に「その官田村の外に在り。（中略）」と謂ふは殊に誤りなり。

これは、梅山について、旧志（嘉慶龍山郷志、卷一・郷域志、山川、6葉表）に「官田村（官田埠の居住空間部分）の外に在り」とあった記述を誤りとし、「海口〔埠〕の東壁坊（東壁坊の居住空間部分）の外に在り」と訂正したものである。その理由を、按語を手がかりに推測してみよう。

まず、地図5から、梅山、海口埠の東壁坊、官田埠の位置を確認しよう。<sup>(補2)</sup>次に、按語は、梅山が官田埠ではなく、海口埠に帰属する山であると言明している。これは、梅山が海口埠の埠域内にあることを意味しよう。さてここで、「在官田村外」という旧志の記述が、梅山が官田埠の埠域内にある（＝官田埠に帰属する）ことまでは意図しない、たんに地理的位置を純粹に表わしたものであるならば、地図上の梅山の位置から考えて、この記述を誤りとする必要はないであろう。したがって、誤りとする理由は、按語が冒頭で固執することく、この記述が、梅山が官田埠の埠域内にあることを意味する表現だからであろう。そして、⑦における「在海口〔埠〕東壁坊外」との訂正も、梅山が海口埠の埠域内、とくに東壁坊の埠域内にある（＝東壁坊に帰属する）ことを意味する表現といえよう。<sup>(12)</sup>以上から、坊が、その居住空間の外側に坊域を有することを推測できよう。

## (2) 集落と堤防建設地

咸豊県志や民国県志が堤防建設の主体とするのは、主に村であった。しかし、村の下部単位である社・坊が主体となっている事例も散見される。たとえば、咸豊県志、卷五・隄築（37葉裏）は、馬岡圍をあげ、「村名を以てし、容奇堡の馬岡村の西に在り。西南の冲鶴圍の堤に接するより、迤（よ）きて西北の海を臨むに至るは、太一・厚寧等の社の築く所と為れば、四社圍と曰ふ。西北より環（めぐ）りて東南に至りて、仍（なほ）に冲鶴圍の堤に接して止るは、新墟・関歩・石岐の三坊の築く所と為れば、三坊圍と曰ふ」とある。ここで馬岡村は、太一等の四社や新墟等の三社を含む、複数の社・坊（社・坊の総数不明）からなる村と推測される<sup>(43)</sup>。そして馬岡圍は、村名を圍名としてはいるが、実際は、四社が主体となって共同建設した四社圍と、三坊が主体となって共同建設した三坊圍とからなることが判明する。

龍山堡では、前述のごとく、堡の下部単位として埠があるが、さらに埠の下部単位として社・坊がある。民国龍山郷志、卷五・建置畧、隄圍、各埠子圍の項は、単一の社・坊が建設した、あるいは複数の社・坊が共同建設した圍として、①龍樂圍（康熙年間に、官田埠の龍珠・樂豊の二社が「合築」。堤防の長さ二二〇丈。課税対象となる農地面積は七一〇畝）、②南華圍（康熙年間に、官田埠の南華坊が「創築」。堤防の長さ一九〇丈。課税対象となる農地面積は約四二〇畝）、③永福圍（康熙年間に、官田埠の東華・見龍・龍亭・南興の四社が「合築」。堤防の長さ七六〇丈。課税対象となる農地面積は二〇五〇畝）、等をあげる<sup>(44)</sup>。このうち、南華圍は、南華坊が単独で建設したものである。

ここで、村と堤防建設地との関係を敷衍して、ある特定の農地に堤防を建設する主体は、該農地を領域としている社会集団であるという命題が、社・坊レヴェルについても成り立つならば、南華坊が②南華圍を建設したのは、それによって守られる農地四二〇畝が南華坊の坊域だからであり、同様に、①龍樂圍の場合なら、農地七一〇畝が龍珠社の社域と樂豊社の社域とからなるからである、という推定が可能である。

この推定を史料に即して実証するのは、現時点では困難である。しかし、論理的には、次のように説明できよう。

まず、現在、A村（A埠）はa坊とb坊の二坊からなるが、以前は、二坊の各々が一個の村として独立していた場合を想定しよう。この場合、従前はaとbの各々が村として村域を有し、かつそこに圃を有していたなら、結合した後A村の村域は、実質的にはaとbの二村の村域の総和であり、A村の圃も二村の圃の総和と考えることができる。次に、後にb坊が独立してB村となった場合を想定しよう。この場合、B村は、独立後にB村としての村域・圃を有することになるが、それは独立以前からすでに、b坊の坊域・圃として存していたと考えることができよう。<sup>(45)</sup>

さて、社・坊は、行政体系の最末端単位たる村の下部単位であるから、社・坊レヴェルにおける領域の存在は、上から行政人為的に設定されたものというよりは、下から民間自生的に形成されたものといえよう。そして、村の領域は、原初的には、村を構成する社・坊の領域の総和と考えることができよう。<sup>(46)</sup>

#### 四 抗日戦争後の「霸耕」と耕作権

社・坊や村の領域については、さしあたり堤防建設地との関係を推測できた。堤防建設は、開発の一過程であるから、これは社・坊や村とその領域との関係が、開発（土地に対する労働や資本の投下）によって生じることを想起させる。いま、これを十分に議論することはできないが、本節では、経営耕作（労働・資本の直接の投下）と領域との関係を示唆する史料11…是順徳人「業主的悲哀！ 順徳霸耕風氣熾盛」（『鳳嶺僑声』第六期、一九四八年、頁三〇）<sup>(47)</sup>を紹介しよう。史料11は、その筆者が、抗日戦争後の一九四五～四八年の内戦期に、順徳県杏壇墟（杏壇堡にある）の洞天茶樓の「茗叙」（茶会であろうか）で、勳勤大学教授の麦伯莊先生から聴取した談話をまとめた記事である<sup>(48)</sup>。麦教授は、当時の順徳県農民を「奸農」と評す。それは、彼らが土地税（税糧）を納入しない、公債を買わない等、国民としての義務を尽くさないだけでなく、さらに「霸耕」などの不法行為を行なうからである。そして史料11は、霸耕、とりわけ集団的霸耕について、記事の大部分をさいて紹介している。その概略は、以下のごとくである。

## ◆ 霸耕への動機

霸耕とは、「郷下人」が天理を無視した手段で行なうものである。「外郷の業主」が「其の地方」に「基田魚塘」(注30、参照)を所有しているのを見いだすと、彼(「郷下人」)は、他の人々がいくら勢力があっても、「其の地方」には力が及ばないことを利用して、霸耕へと動き出す。

## ◆ 霸耕の種類

第一は、「有力者」が一人で行なうもので、該農地の境界が不明瞭なことを利用して、業主の許可を得ずに勝手に耕作する(「冒耕」)ものである。第二は、「有力者」が「該郷の、あるひは該坊の、あるひは該社の中の『有力者』を集め」、鑼鼓会・獅子会あるいは坊会・社会という名目を、その霸耕集団を援護する看板として用い、知らず知らずのうちに彼らに計画的な集団的霸耕運動を行なわせるものである(以下、史料11は、該農地の通常の租額を一〇〇〇万円として話を進める)。

## ◆ 集団的霸耕の方法

霸耕集団は、まずそのなかから一人の農民を選び、租額五〇万円で業主と交渉(「議租」)させる。このとき業主が、自分の所有地が不幸にも霸耕集団の手に落ちたことに気づけば、この租額を承諾する。しかし租額があまりに安く、税糧額にも満たないことに立腹して拒絶すれば、農民は交渉を打ち切って立ち去る。拒絶後一〜二ヵ月で、霸耕集団は二人目の農民を選び、三〇万円で交渉させる。業主がこれも拒否すると、さらに数ヵ月後、霸耕集団は三人目の農民を選び、今度は一〇万円で交渉させる。

## ◆ 霸耕実現の背景

霸耕集団の農民を除いて、該農地を租佃しようとする者が出てこないのは、「善良な耕人は、村内の、悪勢力に脅迫されている(「被村裏的、悪勢力圧迫着」)からであり、もし適正な租額で業主と契約しようとするれば、生命がいくつ

あっても足りないという。

◆業主自身が直接に経営耕作する場合

この状況に対し、業主が遠路を出掛けていき、自分で耕作しようと思ってもうまくいかない。というのは、該農地が「他們的<sup>（たてま）</sup>の範囲に在る」ため、桑や甘蔗の栽培、あるいは養魚を行なっても、作物や魚がある程度成長した頃に、霸耕集団が動員をかけて台なしにしてしまうからである。そして、誰がやったかの証拠がなければ、訴えようがないし、証拠があつて郷長に訴えても、郷長は実際には捜査・逮捕の命令を出さない。「山高く皇帝遠き」という国家権力の援助なき状況下では、業主には彼らを懲らしめる手段がないという（以上が、「外郷の業主」が霸耕集団の農民と契約するしかない理由であらう<sup>(49)</sup>）。

◆集团的霸耕による利益の使途

霸耕集団は業主との契約後、今度は自分たちのなかで、実際の租佃者と租額とを決める。そして、この実際の租額から業主へ納める租額を差し引いて生ずる巨大な利益は、「該地の高慶坊、故慶神<sup>(補)</sup>、坐社、分肉、演戲、放烟火、燃大炮仗、消夜等々に用いられる。〔霸耕集団以外の〕人々は、某郷某村では多くの山車<sup>(だし)</sup>が出て（会景）賑やかなのを知るのみで、その陰で収租によって生計を立てている業主が怨み罵りながら泣いているのを知らない」という。

右に整理した集团的霸耕について、集団の特徴や霸耕実現の理由を考えることを通じて、郷や社・坊と農地との関係を探っていこう。

第一に、霸耕集団に関する特徴として、次の三点を指摘できる。①その中核は、「該郷の、あるひは該坊の、あるひは該社のなかの『有力量者』」を集めて構成される。②霸耕実現のために脅迫を行なう「悪勢力」（『有力量者』を指そう）と、脅迫を受ける「善良な耕人」とは、同一「村」<sup>(50)</sup>の人々と推測できる。③霸耕集団の隠れ蓑になる祭礼集

団として、「坊会」「社会」<sup>(51)</sup>などがあがっており、また、霸耕の利益によって挙行される祭礼の様子について、「某郷某村の会景」などと表現されている。以上から、史料11で想定されている霸耕集団＝祭礼の主催団体は、単一のA郷（あるいは単一のa社・b坊）<sup>(52)</sup>内の「有力量者」を中心に、A郷（a社・b坊）内の農民のみから構成されており、他のB郷（c社・d坊）の人々は含まれないと推測できよう。

第二に、霸耕の対象となる農地は、「其の地方に在り」「他們的範圍に在り」と表現されている。ここで、「其」は霸耕集団を組織する「有力者」を指し、「他們」は霸耕集団（とくにその中核）を指し、「地方」や「範圍」は、一定範圍の地理的空間を指す。したがって、該農地は、霸耕集団が形成されるA郷（a社・b坊）とは密接な関係をもつが、他のB郷（c社・d坊）とはそのような関係をもたないことが想定されている。

第三に、霸耕は、該農地の業主が「外郷」（あるいは他の社・坊）の人であることを前提に計画・実行されていく。これは、該農地の業主がA郷（a社・b坊）の人ならば、霸耕は行なわれないこと、すなわちA郷（a社・b坊）の人と他のB郷（c社・d坊）の人とでは、該農地に対する関係が異なることを示唆しよう。

第四に、霸耕が実現する条件のひとつとして、霸耕集団が、A郷、とりわけa社・b坊内の「善良な耕人」に対し、規制力を働かせることが登場する。しかし、もうひとつの条件を考慮する必要がある。すなわち、A郷（a社・b坊）以外の、たとえばB郷（c社・d坊）の農民が該農地を租佃しないことである。なぜなら、B郷（c社・d坊）の農民が該農地を租佃できるなら、A郷（a社・b坊）で霸耕集団が成立しただけでは、霸耕が実現しないからである。

以上から、以下の推論が導き出されよう。第一に、「他們的範圍」とは、A郷（a社・b坊）の領域を指す可能性が高いこと、<sup>(53)</sup>第二に、農地の所有権は、たとえばB郷（c社・d坊）の者がもつことは可能であること、しかし第三に、A郷（a社・b坊）の領域内農地の経営耕作者は、A郷の農民（a社・b坊）に限定されること、第四に、農地

に対するこのような経営耕作者の関係は、社・坊、郷のレヴェルに存していると推測されること、である。この推論は、A郷（a社・b坊）が、その領域内の農地に対して排他的特権（さしあたり耕作権）を有することを示唆しよう。ところで、史料11において、「外郷の業主」が自分で耕作せんとの意思をもつと想定されていることに注意したい。これは、彼が該農地に耕作権をもたないとは思っておらず、霸耕集団の妨害という実力による事実的占拠を受けて、初めて耕作を放棄することを示唆する。したがって、少なくとも「外郷の業主」は、A郷（a社・b坊）による排他的耕作を、慣習法的な規範によるものではなく、実力による事実的占拠に基づくものと認識していることが導き出されよう。他のB郷（c社・d坊）の農民が租佃しないのも、本来的には、この理由によると推測される。そして、この点は、史料4が、隣村による領域侵食を危惧することと相通じよう。この推測が正しいなら、郷、村、社・坊の領域は、各々の実力による事実的占拠に基づき、実力の伸縮に応じて領域も伸縮する性格をもつことになる。固定的で安定的な境界が成立しにくいのも、かような理由によるのではなからうか。

#### 結びに代えて

以上、史料の乏しさを補わんとし、推論に推論を重ねてきた。ここでは、「はじめに」との関連で、若干の整理と展望を述べて擱筆したい。

順徳県において、領域は、まず社・坊という集落レヴェルに存し、村の領域は所屬下の社・坊の領域の総和であり、堡はさらに所屬下の村の領域の総和と推測される。これは、「村の土地」が欠如する華北との大きな相違であろう。ただし、境界は変動する性格をもっていたと推測される。清末以降、とりわけ民国後半期には、境界の固定、そして画定が課題となってくる。これは、境界が、本来的には一線で画されるようなものではなかったことを示そう。<sup>(55)</sup>

さて、霸耕現象から、社域・坊域（および郷域）における、事実的占拠に基づく排他的耕作権の存在を推測した。



これが正しいならば、それは、経営耕作するには、いずれかの社・坊の成員資格の保持が不可欠であることを意味する。この意味で、Famine 86の定住権概念や小島93の耕作圏概念は、日本の中国史学界において、より一層話題とされるべき問題提起と思われる。また、土地改革において採用された、村民の経営耕地を帰属基準とする「行政村（自然村）の土地」という考え方は、少なくとも土地改革直前の順徳県の農民にとっては馴染みのものであり、農地の接収・分配をめぐって、行政村や自然村の間で対立が起きることは少なかつたと思われる<sup>(56)</sup>。小林86の土地改革・集団化における「村」の支配領域をめぐる紛糾を旧中国との連続性で考察すべきとの提言は、この意味で評価すべきであろう。しかし、旧中国における「村の土地」の欠如を不動の前提とすることには、大きな危険性があるように思われる。<sup>(補4)</sup>

ここで、境界・領域の形成・伸縮について、開発との関連から、現時点の素朴な仮説を述べておこう。未墾地が存在する状況下、a坊が開墾した土地が、a坊の坊民によって耕作され、継続的に労働・資本が投下されていくと、それが坊域となる。坊域は、当初は、a坊の近辺に限られるが、a坊の人口増加などに伴う開発進展によって坊界も伸張する。未墾地の減少に伴い、坊域の縁辺部では、隣の坊域との入り組みが発生したり（小島93、頁三九、参照）、各坊の実力（人口多寡やその他の要素で決まる）に相応した坊界の侵食・被侵食も起こるのである。そして、開発飽和に至るにつれ、次第に坊界の固定・画定が課題となってくる。ただし、a坊の人口が、何らかの理由で減少すれば、坊域の一部（とくにa坊から遠い、坊界付近の農地）は、a坊の坊民が耕作できなくなり、代わりにb坊の坊民が耕作し始める。該農地とa坊との間に存した、経営耕作を通じた直接的な関係は消失し、代わってb坊との間にその関係が生じ、該農地はb坊の坊域となっていく、と。

新中国以降においても、山の傾斜地の帰属をめぐる争議として、以下のような案例がある<sup>(57)</sup>。該地は、一九六四年の「四固定」のときに、公社によってA大隊（現在のA村民委員会）の所有となった。しかし、六四年以降、A大隊は「地多人少」のため該地を利用せず、七二年の「緑化荒山、植樹造林」運動のときも、労働力過少のため植林しなかつ

た。このとき、隣のB大隊（現在のB村民委員会）は、A大隊の同意を経ずに植林し、今日では、該地の樹木はすべてB村民委員会の植林にかかるものとなっている。そして現在、両村民委員会はともに該地の所有権を主張している。この争議の結果は不明であるが、この案例は、今日においても、A村民委員会の事実的占有を伴わない形式的所有は、B村民委員会の植林による土地の事実的占有によって侵される可能性があることを示唆しており、旧中国農村社会の特質との連続性を考えるうえで興味もたれる。

なお、土地にまつわる諸権利が分化する特徴をもつ旧中国の場合、これら諸権利として、さしあたり耕作権と所有権と納税権（図甲制を想起）の三種を想定できる。境界・領域の性格を考えるには、時代・地域による帰属基準の相違の可能性があり、所有権や納税権をも視野に入れた考察も必要であるが、本稿ではなしえなかった。この点と、より基層レベルの資料や実地調査による検証とを、今後の課題としたい。<sup>(59)</sup>

(1) さしあたり旗田73、濱島87、参照。主要文献ならびに主要資料の略称については、本稿末尾の《主要文献略称》《主要資料略称》を参照されたい。ここにいう「村」は、主として集落と所謂自然村として措定されているが、行政村を含めて議論される場合もある。「村の土地」とは、「村」という団体がもつ支配領域であり、「村の境界」とは、「村」の支配が及ぶ領域の限界である。旗田73、頁五七〜五八、参照。なお、本稿の題目にいう「村」の語については、頁一六六、参照。

本稿の副題にいう村落の語は、後述する小島93の「集落＋農用地」村落の意味で用いており、本稿はその実在の実証を課題とする。ただし、先行研究中の村落の語の用法はこの限りではない。その場合には、カギ括弧をつけて示す。

(2) 「耕地と家屋にアクセスでき」とは、資金があれば耕地や家屋を賃借・所有できる意味と思われる。

(3) 香港新界には単一宗族からなる集落が多いが、*Hamlet* は定住権を同族的機能ではなく、村落的功能に由来するものと考えられている。

(4) 単一集落だけでなく、常熟県の事例のように、複数集落の結合体を一単位として、その空間性を考える場合も含まれる。これは、清代以降の江南デルタにおいて、複数集落が土地廟を中心に地縁的社会集団（社）を形成し、次第に集落（村）に代わる重要な機能を担ってくること（濱島90）との関連で理解できる可能性がある。

- (5) 小林86は、斬新な問題提起を行なっているが、以下の欠点をもつため、筆者はその議論内容を十分に理解できなかった。第一は、行政村と自然村との区別を自覚しているにもかかわらず、「村」「村落」とのみ記して、上記区別を明確にしていないう箇所が非常に多い点。第二は、頁二〇〇以下に、「他村に有する土地」なる語が頻出するが、注11におけるこの語の説明に自己撞着がある点。敷衍すると、注11は、古島和雄氏の所説を引用して、「本村の村民が所有する土地が〔本〕村の土地」「〔一〕内は片山による補足」と説明し、土地の村への帰属基準として村民の所有地を想定する。しかし、「本村の村民が」「他村に有する土地」という語は、第一に、所有とは別の基準に基づいて、土地が「他村」に帰属していること、すなわち他村の村域内にあることを、第二に、かような土地を本村の村民が所有していることを示唆する表現である。しかし、別の基準に関する説明はなく、また、村域「村の土地」の存在には否定的であるため、この語の含意を十分に理解できない。
- (6) 雇用労働者を含めず、自作あるいは小作の経営耕作者のみを指す。
- (7) 石田87、頁三二二―三二三、頁三三五の注16。「報告書」頁三五五、頁三六八―三六九。順徳県龍江鎮集北管理区での聞き取りでは、土地改革時に、勸流西南郷は集北一村・西慶二村・万安三村・百丈四村の計四行政村からなり、集北一村は集浦坊と北埠坊の二自然村からなっていた。そして、集浦坊と北埠坊とは、土地の標準分配額が異なっていた。これは、自然村が単位であったことを示唆しよう。補注4、参照。
- (8) 都レヴェルを、県丞、典史、馬寧、江村・都寧・紫泥の四巡検司の計六人に統治させるので「六属」という。
- (9) 当時、村は郷とも言い換えられていたが、次の民国後半期の「郷」と区別するために、「郷」が村の意味で用いられている場合は、直ちに村と言い換えることにする。集落については、片山94の「たんなる人家の集合ではなく、近接する人家の間に地縁的社会結合が認められるもののうちの最小単位」との定義を用いる。また、清末・民国期の順徳県における集落を指すタームが、「社」ないし「坊」(以下、「社・坊」と記す)であることは、片山94、参照。
- なお、村や社・坊は、社会集団を意味する語である。本稿の課題は、具体的には、村や社・坊が領域を有するか否かを検証することにあるから、議論の出発点として、村や社・坊の語を、さしあたりは社会集団、あるいはこれら集団の居住空間を指示するものとして用いる。注41、参照。
- (10) 民国後半期については、「檔案材料選編」参照。郷は、集落の組み合わせにおいて、行政人間的側面が強いが、民間自生的な側面を全く無視することはできない。後述、参照。なお、順徳県における咸豊県志段階の村数は全二九四村、民国県志段階で、全二一八村であった。一九四六年には、郷・鎮の総数を一一五個から四四個へ縮減する計画が立てられ、四七年には郷・鎮の総数は四五個となった。

- (11) 広隆圃の位置については、『報告書』頁五二九、参照。民国県志の付録「第三区図」の「広農圃」に比定できる。
- (12) 行政的管轄域とする点、「辺界の業主」を立ち会わせている点から、これが郷の諸費用を土地所有者に課するための郷界画定である可能性を否定できない。ただし、郷の耕作権をめぐる争議である可能性もある。四節、参照。
- (13) 民国県志、卷一・輿地畧、分区縁起、第四区の条、および全、卷四・建置畧三、隄築、第四区、阜康圃と聯豊圃の各条、参照。
- (14) 治水面における利害の共通が、逆に対立を生み出す具体例として、民国県志・隄築にあげられている、「簡岸・緑洲・槎浦三郷圃」の条（一葉表裏）、「保耕圃」の条（七葉表裏）、参照。
- (15) 埠は他堡の村に相当し、嘉慶龍山郷志時点で二二個、民国龍山郷志時点で二〇個ある。埠の下部単位は社・坊であり、これが集落（所謂自然村）に該当する。片山94、参照。
- (16) 嘉慶龍山郷志、卷首・序目、温汝能撰「郷志序」（七葉裏）にも、「天下は国の積もるなり、国は郡邑の積もるなり、郡邑は郷の積もるなり」とある。なお、史料3の引用文の典拠は不明である。
- (17) 龍山堡を龍山郷と呼ぶ理由については、嘉慶龍山郷志、卷首・「龍山総論」で議論されているが、明白な理由を提示するに至っていない。なお、全、卷首・知県汪注「龍山郷志序」（二葉表裏）は、「ゆゑに人のみな郷を以てこれを名づくるは、その劇なること邑（＝県）と等しきを以てなり」と述べる。
- (18) 沙頭堡の「小村」は、他堡においては、村の下部単位たる社・坊に相当すると思われる。片山94、参照。
- (19) 他の一九埠についても同様の説明がなされている。また、光緒九年刊『南海縣 九江儒林郷志』卷一・輿地畧一、疆域は、南海九江堡所屬の各村について、民国龍山郷志と同様の記述方法で、各村の境界を示す。
- (20) 一節での検討からすれば、この小河川によって、整然と画定されているかどうかには若干疑問が残ろう。なお、地図2には「星槎田」＝「星槎村の田」と図示されている場所がある。かような「某々田」の意味については、後論する。
- (21) 堡名とその所屬村名については、咸豊県志、卷三・輿地畧、村、参照。
- (22) このほか、「馬寧堡図」と「登洲堡図」の「説」参照。
- (23) 北輔圃は、龍山堡の鳳塘埠等と龍江堡＝龍江村とが共同建設したものであり、その内部に堡界がある。甲寅の年（一八五四年）に、龍江堡が、圃内の龍山堡側に「旱隄」（堤防の内外に水を通す施設）を強引に建設した事件がある（民国龍山郷志、卷五・建置畧、隄圃、北輔圃、61葉裏～62葉表）。史料4がいう北輔圃の問題とは、この事件を指す可能性がある。
- (24) 史料5の㊸・㊹の「郷」はいずれも村を指す。

(25) 「郷紳某々倡築」という記述が多く見られる。なお、ここにいる「郷紳」は、村の「紳士」の意味であり、所謂郷紳ではない。進士・举人が干与する場合は、「郷進士」「郷举人」と表現されている場合が多い。

(26) この点、番禺・中山・新会の下流三デルタの沙田造成が、堤防建設を起点として始まることと異なる。

(27) 咸豊県志、卷三・輿地畧、村は、勸樓堡所属の村として、①查涌（あるいは榕涌）、②北岸、③東岸、④沙涌、⑤扶闊、⑥善棠、⑦西丫、⑧南岸、⑨西街、⑩南街、⑪隔海沙、⑫西村、の計一二村をあげる。なお、⑤扶闊村は黃連・勸樓の二堡に所属する。区制施行後の民国県志、卷一・輿地畧、分区縁起は、旧勸樓堡所属の村として、勸樓村の一村のみをあげる。これに続く按語は、民国県志に至る間に、⑤を除く一村が合併して勸樓村となったことをいう。なお、民国県志は、⑤扶闊村を旧黃連堡属の村としてのみ言及する。したがって勸樓堡は、ある時点で勸樓村（≡勸樓郷）のみからなったと思われる。

(28) 民国県志、卷四・建置略三、隄築、第六区の条（9葉表）、按語。

(29) 子圃および小圃とは、既存の堤防の一部を借りて建設された堤防とそれによって守られる土地を指し、史料5-①(b)の後に当たる。大圃とは、既存の堤防を借りずに、建設された堤防とそれによって守られる土地を指す。

(30) 地図4における、「①勸樓基田」等の比定位置を①②③で示した。なお、基田・基塘とは、珠江デルタにおいて見られる土地利用形態のひとつである。「基」ないし「基地」は、桑や果樹の栽培に適するべく、盛り土して地勢を高くした農地を指す。「田」は水田である。「塘（魚塘）」は、淡水魚の養殖をするべく、農地を掘り下げて作った池を指す。掘った土は「基」を作る際の盛り土として利用される。なお、「基田魚塘」とは、一筆の農地内に、上記の三種類が配置されている場合をいう。

(31) 後に中和圃が建設される場所は、堡界付近ではなく、勸樓堡の堡域のほぼ中央に位置しており、他堡との境界問題は起こりにくい場所である。

(32) (a)の堡界たる泥亀涌は、合安圃の堤防の外側にあると推測される。(d)の堡界たる馬口涌、麥朗涌、三郷大圃も堤防の外側にあると推測される。なお、ア〜カの建設主体は、実際には勸樓堡内の特定の一村、あるいは数村と考えられる。

(33) (c)は、(a)・(b)・(d)とは異なる表現をとるが、やはり他堡の村（羊額堡の大晩村）が建設した圃のなかに、勸樓郷（≡勸樓村。注27、参照）の「統轄」（統治・管轄）する農地があることをいっており、堡域の問題である。

(34) ①②③は、勸樓堡に帰属する農地≡勸樓堡域内の農地を意味しよう。地図4には、①②③以外にも、「④龍江（堡）基塘」「⑤北水〔村〕田」「⑥吉祐〔村〕田」「⑦龍潭〔村〕田」があり、その推定位置を地図5に落としておく。④⑤⑦は、①・②に隣接する場所、あるいはエ西村広安圃に隣接する場所に記されており、他堡に帰属する農地を明示するものであろう。

なお、地図5において、「⑦龍潭〔村〕田」に比定できる箇所に、「鷗村」とあり、これに続いて、「此地民■(a)乾隆間遷入

龍潭(■)巷。今変桑田。」(■は判読不能の字。(b)は「大」の字に見える)とある。かつて該地に居住した人が、おそらくは水害のために該地での居住を放棄し、乾隆年間に龍潭村の大巷に移住した。ただし、該地での耕作は継続した。その後の開発の結果、民国期には該地の農地は「桑田」となり、ここに居住する者も現われ、「鷓村」という集落(「村」は集落名と推測)もできた。ここで、龍潭村移住以前において、該地居住民が龍潭村所屬であったかどうかは不明であるが、移住後は龍潭村所屬になったと思われる。そして再開発した者も龍潭村民であったので、「龍潭田」と記されていると思われる。

(35) 南安團は道光二十七年の建設であるが、地図4には図示されていない。民国県志・隄築に至って初めて言及され、地図5に図示されている。咸豐県志は、南安團建設の情報を得ていなかったが、そこに「①勸樓基田」の指示をしているから、咸豐県志段階で、そこが勸樓堡域であるという情報は得ていたわけである。これは、堤防が建設される以前から、そこが勸樓堡域であったことを示唆しよう。

(36) 前の「勸樓堡図」では、堤防が図示されているため、堤防内の農地については、「勸樓基田」のような指示は不要と考えた。しかし、「鼎新堡図」では、堤防が図示されていないため、実際には堤防内の農地である場所であっても、「南面田」との指示が付されたと考えられる。

(37) たんに「在某々村」の場合は、團が某々村の村域内にあることを指し、「在某々村前」「在某々村東」の場合は、それぞれ團が某々村の本来的な居住空間部分の前側、外側、東側に位置する(ただし、いずれも某々村の村域内にある)ことを指すと考えられる。なお、「②勸樓基田」のように、大晚村團(羊額堡の大晚村が建設)のなかに勸樓堡の領域が一部含まれている場合もあるが、このような例外は堤防内農地のごく一部であったと思われる。

(38) 胡炳について、咸豐県志・卷二五・列伝五、国朝一(56葉裏、57葉表)に、「胡炳、字安照。多浦人。(中略)西潦(西江の増水)、田廬の患を為すや、諸父老に謀りて、玉帯團を築きてこれを捍らんとす」とあるが、科挙(童試を含む)合格に関する記述はない。史料9は、「紳士」とするが、科挙合格者ではなくとも、村のリーダーを「紳士」と呼ぶ可能性もあろう。

(39) 玉帯團の堤防は、「西頭浦(口)より起まり」とあるから、その範囲は、地図3が元来指示するものより広いであろう。確実な範囲は未詳だが、堤防の南端は、地図3の禺洲團の北側までである(咸豐県志・隄築、華安團の条、40葉裏、参照)。

さて、次頁の地図7を見ると、「①沙浦田」「②沙浦田」「③上村田」「④文步田」と記されている。①～④の推定位置を、地図3に落としたが、このうち、①・②が玉帯團に含まれるかどうかは判然としないが、③・④が含まれるのは確実であろう。なお、⑤は、推定による玉帯團内の福岸村の「村地」である。

(40) この照応関係は、A村がA村の村域を実力によって事実的に占拠していることに基づいて成立していると考えられる。史

料4、および四節、参照。

(41) 社は、狭義には社稷神・土地公を指し、広義には同一の社稷神・土地公に帰属する人々の集団、さらにこれらの人々の居住する空間を指す。坊は「人の在る所の里を言ひて坊と為す」(嘉慶龍山郷志)とあるように、人々が居住している地理的空間を指す。すなわち、いずれも直接的には、居住空間の外側の地理的空間を含まない概念である。

(42) 「在官田村外」や「在海口(埠)東壁坊外」という用法は、堤防の所在に関する用法「在某々村外」と同様と思われる。注37、参照。

(43) 民国県志、巻四・建置略三、隄築の項、「馬岡圃」の条(21葉表)も参照されたい。なお、民国県志の第十区図では、四社圃・三坊圃を確認できないが、馬崗村(居住空間部分)内に、「太一社」を確認でき、また「石岐」という小地名も見える。

(44) ここに登場する社・坊は、嘉慶龍山郷志、巻一・郷域志、埠社の項、ないしは民国龍山郷志、巻一・輿地畧一、里社の項において、官田埠の社、あるいは坊として確認できる。なお、史料は省略するが、①②③の三圃は連続しており、その推定位置を地図5に記す。また、龍山堡排浦埠の田界社も、明の洪武年間に、南海県九江堡の中洲社と共同で東洲圃を「創築」している。

(45) この推論は、順徳県では、社・坊が地縁の社会集団の最小単位であるという、片山94で示した根拠に基づく。

(46) 複数の社・坊からなる村において、社・坊レヴェルのア

地図7 (咸豊県志、巻二・図経、「雲歩堡図」)



イデンティティよりも村レヴェルのその比重が大きくなれば、個々の社域・坊域の意味が薄れ、それらの総和としての村域の意味が強まること推測されるが、実例は未見である。

なお、堡や県の領域も、村や社・坊の領域の総和からなると考えられるが、この点については、税糧徴収範囲との関係も考慮したうえで結論づける必要がある。

(47) 『鳳嶺僑声』は、一九四七年に創立された香港順徳聯誼總會（香港にある順徳県人の各種団体を連合する親睦団体）が発行する機関誌である。香港順徳聯誼總會および『鳳嶺僑声』については、陳徳栄・黄学礼「香港順徳聯誼總會縁起史略」

（『順徳文史』第九期、一九八六年）、参照。

(48) 筆者名の「是順徳人」は、『鳳嶺僑声』の記者の仮名と思われる。『鳳嶺僑声』所載記事の信憑性については、史料11以外をも含めて、とくに疑問とすべき点はないように思われる。ただし史料11については、執筆者の直接的経験ではなく、麦伯莊先生から得た間接的見聞であることに問題を残そう。

なお、勸勤大学とは、蔡桐坡「古応芬和勸勤大学の創辦及其演變」（『広東文史資料』第四八輯、一九八六年）によれば、一九三一年に死亡した古応芬（別字が勸勤）の功績を記念して、翌年に陳済棠の肝煎りで創立された広東省立の大学（工学院・師範学院・商学院をもつ）である。ただし、併合・改組等によって、工学院と師範学院は三八年に、商学院も四六年に消滅している。四六年以降、「勸勤」を冠する学校として存していたのは広東省立勸勤師範学校のみである。「教授の麦伯莊先生」については、『広東省立勸勤大学概覽』（民国三十五年刊。東洋文庫蔵）所収の「本校民国二十五年度下学期教職員名録」に掲げられている一九三六年当時の教員名には見えず、未詳である。

(49) 利益を得られない農地を売却する可能性を想定できるが、史料11には、この点への言及はない。

(50) 「某郷某村」という表現があり、史料11では、「村」の語は「郷」とは異なる意味で使用されていると考えられる。したがって、「村」の語は、集落（つまり社・坊）、もしくは民国前半期までの村の意味と思われる。

(51) 坊会・社会は、社・坊レヴェルの祭礼であろう。『報告書』頁三五七、参照。

(52) 以下、「A郷（a社・b坊）」と表現する。

(53) 該農地は、A郷（a社・b坊）の居住空間部分の近辺にあると思われる。

(54) 龍山堡は、一村としてのまとまりがあるから、堡域というよりは村域と言ひ換えた方がよいかもしれない。

(55) 民国後半期の郷域は、行政的管轄域の側面をもつので、それが、従前における村や社・坊の領域の延長上にあるものと理解できるかどうかについては、慎重になる必要がある。



(56) ただし、ひとつの自然村内では、経営耕作者ではなかった者（雇用労働者など）にも分配することになり、この点は、馴染みのなかったものである。

なお、順徳県龍江鎮集北管理区において、土地改革前、北埠坊と集涌坊とは勸樓堡に属していたこと、両坊のほとんどの人は合勝囲を耕作し、一部の人は北勝囲を耕作していたが、龍江堡の囲である同徳囲は耕作していなかったことを聞いた。「報告書」頁三七三〜三七四。したがって、両坊は合勝囲および北勝囲の一部を坊域としていた可能性がある。

(57) 湯88、頁七一〜七八。場所は特定できないが、広東省の事例である。現在の中国では、国家から郷鎮に至る各級行政区画（人民政府が存在する各レヴェル）の境界を「境界」と呼び、村民委員会（旧大隊）の土地所有権および農林牧漁場の「分場」等の土地使用権の境界を「土地権属界線」と呼ぶ。

(58) 仁井田60、とくに土地法部分、参照。

(59) 社・坊に領域があるか否かについて、一九八九〜九一年の実地調査時に質問を試みた。しかし、かような概念を表わす熟した用語について、我々が未知であるためか、あるいは珠江デルタ農村においてかような用語が未だ熟していないためか、上記推測を補強しうる明瞭な回答は得られていない。質問方法の錬磨が求められよう。

(補1) 土地改革前において、行政村A（自然村a）の村民が所有かつ耕作（≡自作）していた土地の多くは、接收対象とはならなかった。かような土地を、「村民に保留された土地」と表現した。

(補2) 地図5の中の「官田」「龍山初歩」付近の諸集落は、官田埠所属のそれである。

(補3) 高慶坊と故慶神とは、祭祀に関係する語と思われるが、その内容は未詳である。

(補4) 一九五一年七月一九日の「広東省人民政府關於劃小区郷区域的指示」（『広東土地改革法令彙編（第二輯）増訂本』華南人民出版社、一九五一年、所収。原載は南方日報一九五一年八月四日）は、第七条で、小郷を政権の基層組織とすること、小郷の下は自然村とし、行政村は設けないこと、行政村がある場合には取り消すべきことを述べる。そして第九条で、小郷の郷界は、原則的には、元々の各村の境界線（「原来各村界線」）に依拠すべきことを述べる。第七条との関連から、「各村界線」が自然村の境界線を指す蓋然性が高いであろう。

〔主要文献略称〕（略称中の数字は、刊行年を西暦一九〇〇年代の下二桁で示したものの）

石田87・石田浩「中国伝統村落の変遷と実態」小林弘二編『中国農村変革再考』アジア経済研究所、所収。

片山94・片山剛「珠江デルタの集落と「村」——清末の南海県と順徳県——」『待兼山論叢（史学篇）』二八号。

小島93・小島泰雄「満鉄江南農村実態調査にみる生活空間の諸相」『研究年報』（神戸市外国語大学外国学研究所）三〇号。  
小林86・小林弘二「村」の土地と解放後の農村変革」全編『旧中国農村再考』アジア経済研究所、所収。

仁井田60・仁井田陞『中国法制史研究 土地法・取引法』東京大学出版会。

旗田73・旗田巍『中国村落と共同体理論』岩波書店。

濱島87・濱島敦俊『中国中世における村落共同体』『中世史講座2 中世の農村』学生社、所収。

濱島90・濱島敦俊『明清時代、江南農村の「社」と土地廟』『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』汲古書院、所収。

湯88・湯金明主編『土地調査実用手冊』広東省地図出版社。

Baker, Hugh D. R., *Chinese Family and Kinship*, Columbia U. P., 1979.

Faure, David, *The Structure of Chinese Rural Society*, Oxford U. P., 1986.

《主要資料略称》

咸豊県志：咸豊三年（一八五三）刊『順徳県志』三二卷

民国県志：民国一八年（一九一九）刊『順徳県志』二四卷（中国方志叢書四）

嘉慶龍山郷志：嘉慶一〇年（一八〇五）刊『順徳県』龍山郷志（中国地方志集成、郷鎮志專輯三二、所収）

民国龍山郷志：民国一九年（一九三〇）刊『順徳県』龍山郷志

『檔案材料選編』：『順徳県民国時期行政区域沿革檔案材料選編』順徳県檔案館編印、一九八三年

『報告書』：濱島敦俊・片山剛・高橋正『華中・南デルタ農村実地調査報告書』大阪大学文学部紀要三四卷、一九九四年

付記：本稿は、以下の科学研究費補助金及び助成金による研究成果の一部である。記して謝意を表する。「長江下流デルタの開発と商業化」（〇一〇四五〇一七）、「中国における農業生態空間の展開と人の移動に関する歴史的研究」（〇一〇四一〇四八）、「人類学からみたベトナム社会の基礎的研究」（〇六三〇一〇四一）、「珠江デルタ開発史と地域社会の形成・展開」（〇六六一〇三四二）「近世・近代中国および周辺地域における諸民族の移動と地域開発」（〇七四五一〇八二）、およびサントリー文化財団研究助成金「珠江・長江デルタ開発史の比較研究」（平成元年度）、三菱財団人文科学研究助成金「長江・珠江デルタ開発史の比較研究」（平成元～三年度）。